平成２３年（フ）第２３４号
茨城県つくば市赤塚446番地３、前住所千葉県柏市南逆井３丁目22番52号
破産者　花島　和正
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第７９２号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字後沢47番地13、開始決定時の住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島2645番地18
破産者　石綿　正積
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７３号
静岡県熱海市泉231番地の29
破産者　石綿　　進
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６７１号
名古屋市中区大須２丁目27番40号　新日本ビル６－Ｃ号
破産者　森田　義宏
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３号
大分県別府市大字鶴見3889番地の２
破産者　竹内　善浩
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８９号
大分県速見郡日出町2874番地
破産者　南波　弘通
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６２号
盛岡市本宮７丁目10番６号　シャローム本宮203号、住居表示変更前の住居表示盛岡市本宮字稲荷25番地２　シャローム本宮203号
破産者　芳門　千恵
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９号
岩手県奥州市水沢区真城字浜田61番地
破産者　渡邊　克芳
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１８０号
秋田市川元小川町５番16号　リバーフロント川元Ｃ－Ｆ－１号、前住所秋田市将軍野青山町７番29号
破産者　門間　澄直
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９３号
秋田市桜ガ丘２丁目４番地８
破産者　佐野　和雄
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３号
秋田市東通７丁目４番28号
破産者　平澤　誠子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９３号
千葉県東金市家徳80番地27
破産者　福地　正彦
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３６９号
横浜市中区本牧宮原１番５―308号
破産者　中村　圭三
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７２９号
横浜市戸塚区名瀬町773番地20
破産者　藤田　忠弘
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６８号
金沢市伏見台３丁目２番20号　パレーシャル中島101号、開始決定時の住所金沢市窪５丁目577番地
破産者　寺尾　幸雄
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４６５号
金沢市大額２丁目231番地　ブライトネスＡ103号、住民票上の住所金沢市北間町イ69番地３、従前の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘１丁目80番地の１
破産者　中野　静江
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
長野市箱清水２丁目40番11号
破産者　釼持　明美
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係